

令和 7 年度 予算編成方針

市 長

1 経済の状況と国の動向

内閣府の月例経済報告によれば、我が国経済の基調判断は、「景気は、一部に足踏みが残るものの緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」とされている。

また、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」において、現在、デフレから完全に脱却し、成長型の経済を実現させる千載一遇の歴史的チャンスを迎えている。本年の春季労使交渉では、1991 年以来 33 年ぶりの高水準の賃上げが実現し、足元の企業の設備投資は史上最高水準にある。こうした前向きな動きを中小企業・地方経済等でも実現し、二度とデフレに戻らせることなく、「コストカット」が続いてきた日本経済を成長型の新たなステージへと移行させていくことが、経済財政運営における最重要課題となっているとしており、こうした国の動向に注視していく必要がある。

2 千曲市の財政状況と今後の見通し

令和 5 年度決算においては、市税収入は新築住宅に加え工場等建設による固定資産税の増などにより 0.7%の増加となり、また、地方交付税の増などにより、主要一般財源総額は前年度比 1.8%の増加となった。

歳出では、人件費はわずかに減となったが、扶助費と公債費はいずれも増となり、義務的経費は前年度 7.1%の増加となった。

これらの決算に基づき算定した財政指標は、実質公債費比率が 10.7%（前年度比 0.9 ポイント悪化）、将来負担比率が 5.3%（前年度比 7.6 ポイント改善）となり、いずれも早期健全化基準を大きく下回る結果となったが、経常収支比率は県内他市と比較しても高い 94.9%（前年度比 2.5 ポイント増）となり財政構造の硬直化がより深刻な状態と言える。

令和 7 年度は、令和 6 年度に引き続き庁舎建設や東日本台風の災害復旧事業で借入れた地方債の償還がピークを迎え、公債費は 37 億円規模になる見込みである。また、エネルギー価格や物価高騰の長期化により、引き続き市民生活の支援が必要となるとともに、光熱費や燃料費等の内部管理経費の増大が見込まれることから、新たな行政需要や従来 of 事業に要する一般財源の確保は非常に困難な状況になると見込まれる。

3 予算編成における基本方針

こうした極めて厳しい財政状況ではあるが、令和4年度にスタートした「第三次千曲市総合計画」に掲げた基本目標のもと、計画された各種施策の着実な推進により地域の発展と住民福祉の向上を目指すものとする。

一方で、将来にわたって安定した行財政を運営していくために、今後予想されるますます厳しい財政状況を職員一人ひとりが認識し、千曲市公共施設総合管理計画の確実な取り組みや、事務の効率化、各種制度・体制の見直しなど、様々な課題に取り組み、さらなる事務事業の見直しによる経費の削減が求められる。

令和7年度予算は、将来を見据えた施策への重点投資と財政規律のバランスを図りながら、「選択と集中」を徹底し、メリハリのある予算とするため、次の事業に重点を置き予算編成を進めるものとする。

- (1) 災害への対応、安全・安心なまちづくり事業
 - ・第三次千曲市総合計画（復興計画事業を継承）に掲げた事業（災害に強い社会基盤整備、災害に対する体制整備、経済の復興等に係る事業）
 - ・新型コロナウイルス感染症対策事業や、「新しい社会」に対応する事業
 - ・「千曲市気候非常事態宣言」、「2050 カーボン宣言（連携中枢都市圏共同）」のアクションとなる地球環境、温暖化対策事業
- (2) SDG s の理念を踏まえた持続可能なまちづくり事業
 - ・SDG s の17ゴール、169のターゲットの達成に向けた事業
- (3) 人口減少の抑制につながる事業
 - ・関係人口の増加や、移住・定住を促進する事業
 - ・出生率の増加など少子化対策につながる事業
 - ・子ども中心の子育て環境の整備を図る事業
- (4) 先端技術を活用したまちづくり事業（スマートシティ推進）
 - ・データやICT、IoT、AI、RPA等を活用し、地域の課題を解決する事業
 - ・ウィズコロナ・アフターコロナ時代の「新しい日常」に対応した、オンラインや先端技術などの活用による市民生活の向上・利便性に繋がる事業
- (5) 業務改善や働き方改革につながる事業（DX推進・生産性向上）
 - ・事務の効率化や人件費の削減、職員の業務負担軽減につながるAI、ICTの導入やアウトソーシングなどの事業
 - ・市内企業の職場環境の改善、新製品・新技術の開発への支援事業
 - ・女性、高齢者、障がい者、外国人などの生活（福祉）、働き方を支援する事業
- (6) 稼ぐ力を強化する事業
 - ・新たな産業の創出や地域資源の特性を活かした事業
 - ・市内企業の生産性向上・技術革新、製品（商品）の高付加価値を支援する事業
- (7) 市民ニーズへの対応や地域の課題解決に関する事業
 - ・地域・議会からの要望や地域の活性化につながる事業
 - ・地域の自主的な活動の推進や地域コミュニティを醸成する取組や事業

4 予算編成に際しての留意事項

上記の基本方針を踏まえ、以下の点に留意し予算編成を進めるものとする。

I 主要施策の着実な推進

- (1) 実施計画に位置付けられた事業の予算化を優先し計画を進めていくこととするが、限られた財源の中、計画された事業を更に精査のうえ予算要求を行うこと。
- (2) 第三次千曲市総合計画では、①災害に強く、安全で安心な暮らしができるまち、②千曲っ子が元気に育つ、生涯学びのまち、③支え合い、かかわり合い、誰もが健康で活躍するまち、④千曲の特色を磨き上げ、賑わいと活力あるまち、⑤輝かしい歴史文化の伝承と、新たな文化を創造するまち、⑥未来に繋げる自然と共生するまち、⑦一人ひとりが輝く、協働で創るまち、の7つを基本目標としているが、これらを実現するための施策については、施策の優先順位を明確化させ各担当部局と緊密な連携を図ること。

II 財政規律の堅持

- (1) 本市の財政状況等を職員一人ひとりが意識したうえで、より一層の事務事業の合理化を進め、事業の取捨選択と財源の涵養を図ること。また、事業の見直しについては、市民にとって何が必要で何が不要か、選択と集中の観点から時代に対応した事業となるよう見直しを行うこと。(監査指摘事項)
- (2) 公共施設個別施設計画の事業については、計画事業を遅延なく進め、確実に実行するよう努めること。また、事業の現状把握と進捗管理を行い状況変化に応じた対策を講じること。
- (3) 第5次行政改革大綱の基本理念に基づき、行財政改革に資する取り組みを推進するとともに、行政の責任や市の果たすべき役割、住民間の公平性、費用対効果、行政コストなどを常に意識し、各事業の見直しを行ううえで更なる経費の節減を図ること。
- (4) 新規事業及び拡充事業については、事業の必要性を厳しく見極め、スクラップ&ビルドの原則に基づき、既存事業の見直しにより所要財源を捻出することを原則とし、必要な事業の要求にあたっては、国県等の補助施策等を活用すること。また、適正な受益者負担を求めるなど特定財源の確保に努め一般財源の節減を図ること。
- (5) 将来的に市財政の基盤強化につながる施策（自主財源涵養策）については、積極的な推進を図ること。

5 予算要求基準

経費区分		要求基準
経常的経費	義務的経費等 (人件費、扶助費、公債費、一部事務組合負担金、特別会計繰出金等)	積算根拠を明確にし、必要額を計上すること。
	その他経費	原則として、「臨時的経費のその他経費（実施計画に計上したもの以外）」と合わせ <u>前年度当初予算額の範囲内</u> とすること。
臨時的経費	投資的経費 (設計監理委託料、工事請負費、補償費、用地購入費等)	実施計画に計上したものについては、その内示額の範囲内とすること。それ以外については、 <u>前年度当初予算額の95%以内</u> に抑制すること。

	その他経費	実施計画に計上したものについては、その内示額の範囲内とすること。それ以外は「経常的経費のその他経費」と合わせ、 <u>前年度当初予算額の範囲内</u> とすること。
--	-------	--

※上記は予算要求の基準であり、その後の査定によりさらに減額もあり得ること。

(1) 歳入に関する事項

- ア 国・県の施策、制度はもちろんのこと、各種団体等の助成制度についても積極的に情報収集を行い、既存事業においてもクラウドファンディングの活用など、新たな財源確保に努めること。
- イ 市税については、課税客体の完全な捕捉とさらなる徴収率の向上を図り、税収の確保に努めること。
- ウ 国・県の補助金についてはその動向を踏まえ、市の施策を実施するうえで真に必要なものは積極的な確保に努めること。
- エ 地方債の発行については、後年度負担に十分配慮するとともに、原則として交付税措置がある起債を活用すること。
- オ 負担金、使用料、手数料については、住民の受益に応じた負担と公平性の確保の原則に立ち、滞納を放置せず、料金改定や減免規定等の見直しを実施し、適正な料金水準の確保に努めること。
- カ 市の未収債権については、債権管理条例に基づき確実に未収金を減らすための対策を進めること。
- キ 未利用地については、売却または貸付の可能性を検証するとともに、有利な活用につながる取り組みを積極的に行い、財源の確保に努めること。

(2) 歳出に関する事項

- ア 義務的経費
 - ・義務的経費及びこれに準ずる経費については、事務の改善、合理化等により極力縮減に努めること。
 - ・会計年度任用職員は、効率的な業務執行体制の構築や事務事業の抜本的な見直しを行い、雇用人数及び事務従事時間を精査し、人件費の抑制に努めること。任用においては、出来る限り広く募集（公募）を行うこと。
- イ 国・県補助事業
 - ・国・県の動向を注視し、当市の実情に即した効果と必要性のある事業を選択し、新規補助金の掘り起こしに努めること。また、単独事業と組み合わせる場合は事業効果を一層高めるよう配慮すること。
 - ・廃止、縮減された国庫補助金等を単に市費へ振り替える要求は行わないこと。
 - ・補助事業といえども安易に対応することなく、必要性・効果等を十分に検討すること。
- ウ 市単独事業
 - ・厳しい財政状況にあるため、事業の選択は効果、緊急性、将来の財政負担等を検討するとともに事業の重点化を図ること。特にランニングコストが増大するような事業立案は厳に慎むこと。
 - ・国・県の補助事業と組み合わせる場合は、補助事業との整合を図るとともにコスト縮減など効率化に努めること。

エ 補助金・負担金

- ・人口減少、少子高齢化、ライフスタイルが多様化し、市民ニーズが変化している中で、再度補助制度自体を検証し、目的の明確化、終期の設定など時代に即した補助金等の見直しを行うこと。（監査指摘事項）
- ・定常的に予算額と決算額との間に乖離が生じている補助金も存在することから、予算計上に当たっては決算額や補助事業の内容を精査し、適切な規模で予算措置すること（監査指摘事項）
- ・物価高騰対策として、主に国庫支出金を財源とする様々な補助金が交付されている。補助金の中には国からの支援が終了した後、千曲市の一般財源で継続しているものもある。今後も物価上昇は見込まれる中で、こうした支援策を継続することは、財政に少なからず影響を及ぼすことから、継続には慎重な検討を求める（監査指摘事項）
- ・負担金については、効果の少ないものについては脱会等の見直しを行うこと。
- ・新たな補助金制度を設けたものの、全く利用されていない事例や多額な内部留保資金を抱え、交付された大半を繰り越している団体も見受けられたことから、交付団体の事業計画、資金計画等を十分精査のうえ、従来どおりの額を漫然と交付（予算要求）することがないよう厳格な対応に努めること。（監査指摘事項）
- ・一部事務組合等に対する負担金については、団体等の予算を精査し、本方針に基づき経費の削減に努めるとともに、増加要因がある場合は事前に財政課に協議すること。

6 特別会計に関する事項

- （1）本方針に準じて予算を編成すること。
- （2）予算編成にあたっては、各会計の性格を踏まえ「独立採算の原則」を十分認識し、使用料・保険料など、市民負担の適正化を念頭に財源の確保を図ること。
- （3）将来にわたる的確な収支見通しを定め、安易に財源不足を一般会計からの繰り入れで補填することがないよう、徹底した業務経営の合理化に徹し、健全財政を堅持すること。